

**令和7年度しまね物流対策事業
島根県物流実態調査等業務委託企画提案競技仕様書**

島根県商工労働部しまねブランド推進課

1 委託業務名

令和7年度島根県物流実態調査等業務

2 目的

トラックドライバーの時間外労働の上限規制の適用により、輸送能力の不足による物流のひっ迫や、物流コストの高騰等が生じる「物流の2024年問題」が懸念されている。今後、輸送能力がさらに減少見込みである中、県内物流事業者や荷主事業者への影響を軽減し、持続可能な物流を実現するため、県内物流の現状と課題を把握し、解決に向けた取組を検討する基礎資料を得るとともに、県内事業者の物流問題への意識啓発を図ることを目的とする。

3 委託期間

契約締結の日から令和8年3月13日（金）までとする。

4. 委託業務の内容

（１） 島根県物流実態調査

島根県内物流の現状と課題を把握するため、下記調査を実施する。

ア アンケート調査

- （ア） 県内企業等約 2,400 社（物流企業 400 社、荷主企業 2,000 社）に対して、郵送によるアンケート調査を実施すること。
- （イ） 調査対象となる企業及び調査内容は、別途委託者より示すが、必要に応じて委託者と受託者で協議の上決定する。
- （ウ） アンケート調査票の印刷、集約及び分析を行うこと。
- （エ） アンケート調査先へ当該調査結果の送付（メールによる）を行うこと。
- （オ） なお、アンケートは郵送及びWEB 回答併用可能なものとしてもよい。

イ ヒアリング調査

- （ア） 県内企業等のうち32社（本土21社、隠岐地区11社）に対し、ヒアリングの実施及び分析を行うこと。なお、調査対象となる企業は、別途委託者より示す。
- （イ） ヒアリング項目は、別途委託者より示すが、必要に応じて委託者と受託者で協議の上決定する。
- （ウ） 委託者が直接ヒアリングする県内企業等20社程度の結果も合わせてとりまとめ、分析を行うこと。

ウ 課題等整理

- （ア） 上記ア及びイの調査を基に、物流問題の県内企業への影響や課題を整理すること。
- （イ） なお、中山間地域や離島における影響や課題については、別建てとし、整理すること。
- （ウ） 上記の課題に対する対策を考察し、報告書に盛り込むこと。

エ 令和5年度実態調査との比較

令和5年度実態調査結果と比較し、物流問題による県内事業者への影響や課題がどのように変化しているか整理すること。なお、令和5年度実態調査結果は、別途委託者より提供する。

(2) 普及啓発セミナー

県内物流事業者・荷主事業者を対象に、上記(1)をもとに、物流問題の意識啓発と、持続的な物流を実現するためにヒントとなるセミナーを実施する。

ア 委託期間中に2回開催する

イ セミナー内容は

- ・物流効率化に向けた具体的な取り組み事例等に関するもの
- ・島根県物流実態調査を基に県内企業における物流問題の影響や課題、具体的な取り組み事例等に関するもの

ウ 県内企業への周知のためのチラシ及び申込フォームを作成、参加者のとりまとめをすること。

なお、県内企業への周知は委託者が行う。

エ セミナー形式は、会場とオンラインの同時開催、オンライン開催のみのいずれかの方法とする。

オ 後日、アーカイブ配信を行えるよう内容を録画し、配信用に編集すること。なお、アーカイブ配信は委託者が行う。

カ 当日の運営及び司会を行うこと。

キ セミナー開催後、参加企業へのアンケート調査を実施し、集約すること（理解度、満足度、情報提供の要望等）。

ク 講師については、物流問題に精通する者や、現場で物流効率化の取組を進める者等、中小企業にも理解や共感を得ることができるよう工夫すること。

5 スケジュール

下記を基本に実施すること。

(1) 島根県物流実態調査（7月～10月）

ア アンケート調査・ヒアリング内容の確定（7月～8月）

イ アンケート調査実施（8月～10月）

ウ ヒアリング調査実施（8月～10月）

エ 中間報告（10月末）

オ 報告書素案提出（1月末）

(ア) アンケート調査・ヒアリング調査の集計、分析、課題等整理（10月～1月）

(イ) アンケート・ヒアリング調査先への当該調査結果の送付（3月）

(2) 普及啓発セミナー（9月、3月）

6 委託業務の成果物

以下のものを成果物とし、期日までにとりまとめて電子データにて提出すること。

(1) 10月31日締切 調査業務中間報告書

(2) 3月13日締切 島根県物流実態調査報告書

(3) 3月13日締切 上記(2)の報告書の概要版

(4) 3月13日締切 普及啓発セミナー報告書

7 その他

(1) 契約期間中、本委託業務に専念して従事のできる者（以下、「専任者」という。）をおき、常に連絡調整ができる体制を整えること。また、原則として、契約期間中は専任者を変更しないこと。ただし、事故等の止むを得ない事情がある場合は、事前に委託者と協議して了承を得ること。

(2) 委託契約金額は、この仕様書に示す業務に係る必要経費の一切を含むものであること。

(3) 受託者は、本業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ま

た、委託者の書面による承認を受けて業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、その相手方は県内に事業所を有する者とする。ただし、設備面等から適切な者が県内にない場合は、この限りではない。

- (4) 本業務により生じた全ての著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条及び第 28 条に定める権利を含む。）は、委託者に帰属するものとする。ただし、委託業務とは無関係に受託者に帰属する権利及び第三者に帰属する権利はこの限りではない。
- (5) 著作者人格権について、本業務による制作物の利用に関して、次に掲げる事項を予め承認すること。
 - ① 受託者の氏名及び名称を表示しない場合があること。
 - ② 公正な慣行に反しない範囲でやむを得ない改変を加える場合があること。
- (6) 本業務に係る権利の対価は委託料に含むものとする。
- (7) 受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用並びに第三者への開示及び漏えいをしてはならない。また、契約期間終了後も同様とする。
- (8) 本業務の実施に当たっては、委託者及び関係機関と十分な打合せを行うこと。また、業務経過は必要に応じて随時報告すること。
- (9) 受託者との契約に当たっては、採用した企画案の一部を協議の上変更する場合がある。
- (10) この仕様書に記載のない事項については、委託者と協議の上、取扱い等を決定し、業務を遂行すること。業務の変更等で予算の増減が発生する場合は、本業務の委託者及び受託者両方で協議し、必要に応じて変更契約を行うものであること。